

# 特 記 仕 様 書

業 務 名：大滑地区監視観測業務（R6 補正）

業務場所：埼玉県秩父市中津川字中津川山国有林 64-1 林班

第1条 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務は、大滑地区予防治山工事における落石の監視・観測を目的とし、無線施設の整備・調整及び観測機器の撤去を行う業務である。情報伝達の詳細については、監督職員と協議を行うこと。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 本業務の結果は、報告書として製本したものを3部、電子データとして電子媒体（DVD等）に保存したものを添付して履行期間内に提出すること。

なお、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

（情報共有システムについて）

第6条 本業務における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。

- （1） 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- （2） 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-30.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf)

- （3） 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- （4） 費用（登録料及び使用料）は、直接経費に積上げ計上している。

(公共測量の取扱い)

第7条 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手續きに必要となる書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）第2編測量業務等標準仕様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第2123条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第2124条の規定により、契約変更を行うものとする。